

令和 7 年 議案第 30 号

みよし市教育委員会公印規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 25 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増岡 潤一郎

説明

この案を提出するのは、就学事務システムの導入に伴い、電子公印を使用するため、必要があるからである。

みよし市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 就学事務システムの導入に伴い、電子公印を使用するため、必要な改正を行う。

【内 容】 1 電子公印を使用するための規定を追加する。(第 10 条関係)
2 委員会印の用途を一般文書及び電子公印用に改める。(別表関係)

【施行期日】 公布の日

【参 考】 電子公印を使用する書類
小学校入学通知書、中学校入学通知書、異動通知書、就学猶予・免除通知書、区域外就学承諾書、区域外就学許可通知書、区域外就学満了通知書等

みよし市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会公印規則（昭和56年三好町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（電子公印）

第10条 様式等については、公印の押印に代えて、コンピュータ記憶装置等に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）により印刷することができる。

2 前項に規定する電子公印の打ち出しに当たっては、その印影が不正に使用されるとのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 電子公印の管理は、公印の取扱いに準ずる。

別表委員会印の項中「一般文書用」を「一般文書及び電子公印用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

改正後（案）	現行			
(公印の種類等)				
第2条 公印の種類、用途、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。				
(公印の管理)				
第3条 公印は、別表に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、学校教育課長が総括する。				
2以下 略				
(電子公印)				
第10条 様式等については、公印の押印に代えて、コンピュータ記憶装置等に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）により印刷することができる。				
2 前項に規定する電子公印の打ち出しに当たっては、その印影が不正に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。				
3 電子公印の管理は、公印の取扱いに準ずる。				
別表（第2条、第3条関係）				
公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者
	辞令及び表彰用	30×30	みよし市 教育委 員会印	学校教育課長
委員会印	一般文書用及び 電子公印用	21×21	みよし市 教育委 員会印	学校教育課長
	教育長印の項以下 略			
別表（第2条、第3条関係）				
公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者
	辞令及び表彰用	30×30	みよし市 教育委 員会印	学校教育課長
	一般文書用	21×21	みよし市 教育委 員会印	学校教育課長
	同左			